

中野市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する公共基準点の管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（相当精度の基準点を含む。）として設置した測量標をいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（様式第2号）により使用の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、長野県土地家屋調査士会は、公共基準点使用包括承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、公共基準点使用包括承認書（様式第4号）により使用の承認を受けることができる。この場合において、長野県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士（次項において「会員」という。）は、前項の使用手続を省略し、公共基準点を使用することができる。

3 使用者は、公共基準点使用承認書（会員にあっては土地家屋調査士会員証）を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点の使用を終えたときは、公共基準点使用報告書（様式第5号）により使用の結果を報告するものとする。

(工事施工の届出)

第4条 公共基準点の付近で、次に掲げる工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第6号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定により公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、

公共基準点付近での工事施工届の提出を省略することができる。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が概ね5メートル以下となるもの
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれがあると認められる工事等

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

3 工事施工者は、当該工事等がしゅん工したときは、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (3) 公共基準点の異常の有無を確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる

引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

4 工事施工者は、当該工事等により公共基準点の効用に支障をきたした場合は、公共基準点復旧承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、公共基準点復旧承認書（様式第9号）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第5条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、あらかじめ公共基準点一時撤去（移転）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、公共基準点一時撤去（移転）承認書（様式第11号）によりその承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（新旧公共基準点の位置関係を確認できるもの）

3 公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」

という。)の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点一時撤去(移転)請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による請求があった場合で、一時撤去又は移転する必要があると認めるときは、当該公共基準点を一時撤去又は移転し、機能の回復を行うものとする。

(機能の回復)

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、移転、滅失、毀損等により、その効用に支障をきたした場合は、既設と同等の精度を有する公共基準点の再設置工事(以下「再設置工事」という。)を施工し、測量の成果を修正し、その機能を回復しなければならない。

- 2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又は毀損した場合は、前項の規定を準用する。

- 3 第1項に規定する再設置工事(前項において準用する場合を含む。)は、公共基準点の効用に支障をきたす原因となる行為をした者(以下「原因者」という。)が行わなければならない。

(再設置工事)

第7条 原因者は、公共基準点の再設置位置及び施工方法について、再設置工事前に市長と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再使用するものとする。ただし、従前の測量標等が使用不可能な場合は、市長と協議するものとする。

- 3 同一構造による再設置が不可能なときは、市長と協議のうえ変更することができる。

- 4 原因者は、再設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点再設置工事しゅん工報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 写真(設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにするもの)

(2) 再設置位置図(新旧公共基準点の位置関係が確認できるもの)

(3) 測量成果品

- 5 原因者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を

受けなければならない。

(費用負担)

第8条 再設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用及び公共基準点の機能の回復を行うための測量作業に要する費用を含む。）は、原則として原因者が負担しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(中野市街区基準点管理保全要綱の廃止)

2 中野市街区基準点管理保全要綱（平成20年中野市告示第61号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による廃止前の中野市街区基準点管理保全要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

4 第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。第4条の規定による工事施工の届出についても、同様とする。

5 市長は、前項の規定により承認の申請があった場合には、施行日前においても、その承認を行うことができる。この場合において、その承認を受けた者は、施行日において承認を受けたものとみなす。